

3月定例教育委員会会議録

| | | | |
|-------|--|--|--|
| 開催年月日 | 平成30年3月22日(木) | | |
| 開催日時 | 午後3時00分 | | |
| 開催場所 | 市役所別館 3階会議室 | | |
| 出席委員 | 教育長 三笥 眞治郎 委員 岡部 博昭 委員 木下 靖郎 | 職務代理者 諫本 憲司 委員 佐藤 るり 委員 奥平 和子 | |
| 出席参与 | 教育次長 鈴木 俊行 社会教育課長(代理) 兼 博物館長(代理) 主幹(総括) 松井 顕一 咸宜園教育研究センター長(代理) 兼 世界遺産推進室長(代理) 主幹(総括) 吉田 博嗣 人権・同和教育室長(代理) 主幹(総括) 伊東 和史 | 学校教育課長 仲 はるみ 淡窓図書館長(代理) 主幹(総括) 藤波 留美 文化財保護課長(代理) 主幹(総括) 古賀 信一 体育保健課長 河津成一郎 学校給食センター長(代理) 主幹(総括) 大友 文人 | |
| 書記 | 教育総務課 総務企画係 主幹(総括) 衣笠 雄司 | | |
| 附議議案 | 議案第10号 日田市教育庁組織規則の一部改正について 議案第11号 日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について 議案第12号 日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について 議案第13号 日田市教育委員会公印規則の一部改正について 議案第14号 一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱の一部改正について 議案第15号 旧日田市立花月小学校用地及び建物の変更について 議案第16号 旧日田市立塚田小学校用地の変更について 議案第17号 旧日田市立大山中学校用地及び建物の変更について 議案第18号 日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について 議案第19号 日田市特別職の職員で非常勤の者の任用、勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正について 議案第20号 日田市いじめ防止基本方針の一部改正について | | |

- | | |
|--|--|
| | 議案第21号 日田市立中学校の設置に関する条例の一部改正について |
| | 議案第22号 日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| | 議案第23号 日田市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について |
| | 議案第24号 日田市社会教育指導員の委嘱について |
| | 報告第4号 平成30年2月期寄附採納について |

| | |
|---------|--|
| 教 育 長 | <p>それでは、ただいまから3月定例教育委員会を開催いたします。</p> <p>まず、前回の議事録の確認でございますが、2月定例教育委員会の議事録について、変更はございませんでしょうか。（「ありません」と呼ぶ者あり）御了解いただきましたら、本会議終了後に署名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、教育長の報告事項でございますが、お手元に配付しております資料により報告に替えさせていただきます。</p> <p>それでは、早速議事に入りたいと思います。</p> <p>議案第10号から第12号につきましては、関連しますので一括して説明をお願いいたします。</p> |
| 教 育 次 長 | <p>議案集の1ページをお願いいたします。議案第10号、日田市教育庁組織規則の一部改正について、そして、4ページでございます。議案第11号、日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正について、そして、6ページでございますが、議案第12号、日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正について、この3件の議案でございますが、市の組織機構の見直しに伴いまして、所要の措置を講ずるものでございます。教育総務課から詳しく説明を申し上げます。</p> |
| 書 記 | <p>それでは、議案第10号から議案第12号までを一括して御説明させていただきます。</p> <p>議案第10号から議案第12号までの規則及び規程の改正につきましては、市の組織機構の見直しに伴いまして、組織図に応じた課名に統一するため、人権・同和教育室を人権・同和教育課と名称を改めますことから、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>議案集の1ページから3ページをご覧ください。</p> <p>議案第10号、日田市教育庁組織規則の一部改正についてでございます。人権・同和教育室の課名変更に伴い、右側改正前の下線が引かれた部分を、左側改正後の下線が引かれた部分に改めるものでございます。</p> <p>次に、議案集の4ページをお願いいたします。</p> <p>議案第11号、日田市教育委員会所管事務決裁規則の一部改正についてでございます。本案も同様に、右側改正前の下線が引かれた部分の人権・同和教育室を、改正後の下線が引かれた部分のとおりに、人権・同和教育課と改めるものでございます。</p> <p>次に、議案集の6ページから7ページをご覧ください。</p> <p>議案第12号、日田市教育委員会文書取扱規程の一部改正についてでございます。本案も同様に、右側改正前の下線が引かれた部分</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>の人権・同和教育室を、改正後の下線が引かれた部分のとおり、人権・同和教育課と改めるものでございます。</p> <p>以上、議案第10号から議案第12号までの規則及び規程の改正は、平成30年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第10号から議案第12号についての説明がありましたが、御質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第10号から12号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第10号から議案第12号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号について説明をお願いします。</p> |
| <p>教 育 次 長</p> | <p>議案集の8ページをお願いいたします。議案第13号、日田市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、公印の適正な保管、管理を行うため所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>教育総務課から御説明を申し上げます。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>それでは、議案集の8ページをお願いいたします。</p> <p>議案第13号、日田市教育委員会公印規則の一部改正についてでございます。改正内容でございますが、公印の適正な保管及び管理を行うため、その実情に応じました改正を行うものでございます。</p> <p>議案集の9ページをお願いいたします。</p> <p>具体的な改正内容でございますが、まず、改正前の一番上の行の下線が引かれた部分と一番下の太線で囲まれた部分でございます。各地区公民館の管理運営を指定管理者に委託したことに伴いまして、市が直接管理運営する公民館が、中央公民館のみとなりましたことから、日田市公民館長之印を改正後のとおり、日田市中央公民館長之印と改め、その公印管守課を各公民館から社会教育課に改めるものでございます。</p> <p>次に、9ページの中ほどの下線が引かれた部分でございますが、日田市教育センター所長之印につきましては、その保管及び管理を、現在学校教育課で行っておりますことから、公印管守課を教育センターから、学校教育課へ改めるものでございます。</p> <p>この規則の改正につきましても、平成30年4月1日から施行するものでございます。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>以上でございます。</p> |
| <p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p> | <p>議案第13号について何か御質疑等がございますでしょうか。どうぞ。</p> |
| <p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p> | <p>内容はわかりましたが、博物館のほうは、改正前、公印管守課が空白になっているというのは、博物館に管理していただいたのに規定に書かれてなかったということですか。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>申し訳ありません。これは印刷ミスでございます。改正前の公印管守課の欄に博物館が漏れております。</p> |
| <p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p> | <p>あともう一点、公民館のほうですが、今は、各公民館に公印としては置いてないということよろしいんですか。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>指定管理になっておりますので、各地区の公民館に公印は置いていません。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第13号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第13号につきましては、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第14号について説明をお願いします。</p> |
| <p>教 育 次 長</p> | <p>議案集の11ページをお願いいたします。</p> <p>議案第14号、一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱の一部改正についてでございます。行政組織の改編に伴いまして、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>教育総務課から御説明申し上げます。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>それでは、議案集の11ページでございます。</p> <p>議案第14号、一定の公職にある者等からの職務に関する働きかけについての取扱要綱の一部改正についてでございます。</p> <p>改正内容でございますが、以前の市行政組織の改編に伴います改正でございまして、右側の改正前の下線が引かれた部分を、左側の改正後の下線の引かれた部分に改めるものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |

| | |
|---------|---|
| 教 育 長 | <p>議案第14号について、御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第14号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第14号は原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第15号について説明をお願いします。</p> |
| 教 育 次 長 | <p>議案集の12ページをお願いいたします。</p> <p>議案第15号、旧日田市立花月小学校用地及び建物の変更についてでございます。</p> <p>旧日田市立花月小学校の跡地を日田市花月コミュニティセンターとして利用することとなりましたので、まちづくり推進課への所管換えを行うものでございます。</p> <p>教育総務課から御説明申し上げます。</p> |
| 書 記 | <p>それでは、議案集の12ページでございます。</p> <p>議案第15号、旧日田市立花月小学校用地及び建物の変更についてでございます。</p> <p>旧花月小学校の跡地につきましては、地元の方との協議が整いまして、一部の建物を残しまして、花月コミュニティセンターとして利用することとなりました。したがって、教育委員会が所管しておりました土地、建物をまちづくり推進課へ所管換えしようとするものでございます。</p> <p>所管換えを行う用地及び建物の内容でございますが、12ページから14ページにかけて、土地が28筆、8,525.3平米でございます。この28筆を、日田市花月コミュニティセンター用地として、まちづくり推進課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>建物につきましては、屋内運動場が、鉄骨造1階建ての建物で600.10平米ございます。また、プール専用附属室が木造1階建ての建物で65平米ございます。この2つの建物以外は、既に解体しておきまして、残りました建物を花月コミュニティセンター施設として、まちづくり推進課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>なお、屋内運動場の手前に、まちづくり推進課の予算によりまして、新たな建物が既に建設されております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>議案第15号について、今説明がございました。これについて、何か御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>教 育 次 長</p> | <p>それでは、議案第15号について、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第15号につきましては、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第16号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第16号、旧日田市立塚田小学校用地の変更についてでございます。</p> <p>旧日田市立塚田小学校の跡地をコミュニティセンターとして利用することとなりましたので、先ほどの議案第15号と同じく、まちづくり推進課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>教育総務課から御説明を申し上げます。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>それでは、議案集の20ページをお願いいたします。</p> <p>議案第16号、旧日田市立塚田小学校用地の変更についてでございます。</p> <p>旧塚田小学校の跡地につきましては、地元の方との協議が整い、校舎等を解体して、新たな建物を建設した上でコミュニティセンターとして利用することが決定したところでございます。したがって、教育委員会が所管しておりました土地をまちづくり推進課へ所管換えしようとするものでございます。</p> <p>所管換えを行う土地の内容でございますが、20ページから21ページにかけて、土地が8筆、5,978.56平米でございます。この8筆をコミュニティセンター用地として、まちづくり推進課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>23ページをお願いいたします。</p> <p>赤で囲まれた土地が説明いたしました所管換えの対象の土地となりますが、この中に赤で囲まれていない土地が3筆、777-3、892-3、893-4とございます。この土地につきましては、所有者が大分県、建設省となったまま現在に至っている土地でございます。現在、所有権移転の協議、手続を行っているところでございます。</p> <p>なお、校舎等の建物は既に解体済みでございますが、平成31年度には、まちづくり推進課の予算により建物を建設する予定でございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>議案第16号について、何か御質疑等はございませんでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> |

| | |
|----------------|---|
| <p>教 育 次 長</p> | <p>それでは、議案第16号につきまして、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第16号は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第17号について説明をお願いします。</p> <p>議案集の24ページをお願いいたします。</p> <p>議案第17号、旧日田市立大山中学校用地及び建物の変更についてでございます。</p> <p>この日田市立大山中学校の跡地につきましては、企業用地及び日田市スポーツ施設として利用することになりましたので、財政課、土木課、また、体育保健課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>教育総務課から御説明申し上げます。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>それでは、議案集の24ページをお願いいたします。</p> <p>議案第17号、旧日田市立大山中学校用地及び建物の変更についてでございます。</p> <p>旧大山小学校の跡地につきましては、地元の方と市で跡地利活用の検討を行いました結果、校舎を解体し、企業誘致用地としてすること、屋内運動場及び運動場につきましては、現在、利用者が多いことから、日田市スポーツ施設として引き続き利用することが決定したところでございます。</p> <p>したがいまして、土地の一部を財政課と土木課へ所管換えを行い、建物と土地の一部を体育保健課へ所管換えをしようとするものでございます。</p> <p>所管換えを行う用地及び建物の内容でございますが、24ページから26ページにかけてまして、土地が16筆ございます。その中で、(6)番から(10)番までと、(14)番と(16)番の7筆、合計で1万1,278.79平米ございますが、この7筆を普通財産として財政課へ所管換えいたします。また、(1)番から(5)番までと、(11)番から(13)番までの8筆、3,273平米ございますが、この8筆を、日田市スポーツ施設用地として体育保健課へ所管換えいたします。</p> <p>最後に残りました(15)番、9.04平米でございますが、道路用地として土木課へ所管換えいたします。</p> <p>30ページをお願いいたします。赤で囲まれていない土地、2筆、4250-2、4264-4とございますが、4250-2につきましては、旧大山中学校のグラウンドの中に慰霊塔がございます関係で、土地の所管が現在健康保険課となっております。また、4264-4につきましては、地中に地元の方が利用しております</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>水道管が埋設されておりまして、普通財産に変更ができないという状況がございますことから、この埋設管の協議が整うまでは、引き続き教育委員会で所管するものでございます。</p> <p>建物につきましては、屋内運動場が鉄筋コンクリート造1階建ての建物で、600.01平米でございます。また、武道場が鉄筋コンクリート造3階建ての建物で、999平米でございます。</p> <p>この2つの建物以外は既に解体しておりまして、この2つの建物につきましては、日田市スポーツ施設として体育保健課へ所管換えを行うものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>議案第17号について説明がございました。これについて、何か御質疑等はございますか。</p> |
| <p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p> | <p>4250-2の所管が健康保険課というのは分かったんですが、何になっているか、ちょっと聞こえなかったので、もう一度説明をお願いします。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>ここには、慰霊塔がございます。</p> |
| <p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p> | <p>大部分は運動場ですか。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>大部分は運動場です。また、この4250-2の土地の一部に武道場もかかっていますので、将来的には分筆を行い、用地を整理する必要がございます。今回の所管換えではそこまでの整理は行いませんが、将来的には分筆を行い、それぞれの課に所管換えを行うことになると思います。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>よろしいですか。ほかにございますか。</p> |
| <p>諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者</p> | <p>戻って申し訳ありませんが、議案第15号の花月小学校の用地の大部分は、筆界未定になってますね。管理上、外枠は決まっているからいいのはいいんでしょうけれども、一般的に考えたら、運動場を一つにするのか、どこからどこまでだというのがわからない状況になっているということですので、すぐということではないですが、できるときに整理をされたほうが良いというように思います。</p> |
| <p>書 記</p> | <p>今回、御議決いただきましたら、まちづくり推進課に所管換えを</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>教 育 長</p> | <p>いたしますので、まちづくり推進課のほうで、御指摘の手續等を取らせていただくことになろうかと思えます。</p> <p>それでは、まちづくり推進課に御意見があったということを事務局から伝えてください。</p> <p>ほかにございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第17号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第17号については、原案のとおり可決といたします。</p> <p>続きまして、議案第18号から19号につきましては、関連しますので、一括して説明をお願いいたします。</p> |
| <p>教 育 次 長</p> | <p>議案集の32ページをお願いいたします。</p> <p>議案第18号、日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正について、それから、34ページの議案第19号、日田市特別職の職員で非常勤の者の任用、勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>これらの議案は、部活動指導員につきまして、必要な措置を講ずるものでございます。</p> <p>学校教育課から御説明申し上げます。</p> |
| <p>学 校 教 育 課 長</p> | <p>学校教育課でございます。議案第18号及び19号について御説明させていただきます。</p> <p>議案集の32ページをお願いいたします。</p> <p>議案第18号、日田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正についてでございます。</p> <p>これは、部活動指導員を新たに配置することに伴い、部活動指導員に対して、通勤に要する費用弁償の支給に関し、所要の措置を講ずるものであります。</p> <p>改正内容につきましては、表の右側が改正前、左が改正後でございます。その表の改正前の部分に、改正後のように部活動指導員を加えるものでございます。</p> <p>続きまして、議案集34ページをお願いいたします。</p> <p>議案第19号、日田市特別職の職員で非常勤の者の任用、勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正についてでございます。</p> <p>議案第18号と同じく、部活動指導員を新たに配置することに伴い、勤務時間を定めるものでございます。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>表の改正前の部分を改正後のように加え、部活動指導員の勤務時間を週26時間とするものでございます。この26時間という時間につきましては、大きな大会前等の練習時間や大会当日の活動時間を考慮し、平日1日2時間を5日間勤務すれば、合計で10時間、土日8時間ずつ勤務すれば合計16時間となりますことから、最大限勤務した場合の時間数が平日10時間、週末16時間となり、合計26時間となります。これは、最大値となりますので、勤務時間を週26時間を超えない範囲と定めるものでございます。</p> <p>以上、議案第18号、19号の規則の改正は、全て附則にございますように、平成30年4月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>議案第18号と19号につきまして説明がございましたが、何か御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第18号及び19号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第18号及び19号については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>続きまして、議案第20号について説明をお願いします。</p> |
| <p>教 育 次 長</p> | <p>議案集の35ページをお願いいたします。</p> <p>議案第20号、日田市いじめ防止基本方針の一部改正についてでございます。</p> <p>学校教育課から説明申し上げます。</p> |
| <p>学 校 教 育 課 長</p> | <p>議案第20号、日田市いじめ防止基本方針の一部改正についてでございます。議案集では35ページとなります。</p> <p>これは、いじめ防止対策推進法第12条に基づき策定した日田市いじめ防止基本方針の一部を改正するものでございます。</p> <p>別冊のいじめ防止基本方針案をお願いいたします。まず、2ページのはじめにの中で触れていますように、改正の経緯についてでございます。平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、国がいじめの防止等のための基本的な方針を策定したことから、日田市においても平成26年4月に日田市いじめ防止基本方針を策定いたしました。この方針には、当初3年をめどに見直すとされており、国が基本方針を平成29年3月に改正いたしましたことに伴い、大分県が大分県いじめ防止基本方針を同年10月に改正いたしました。その後、県の改正を受けて、日田市も、今回、日田市いじ</p> |

め防止基本方針を改正するものであります。

主な改正点について御説明いたします。本基本方針は、27ページまでございますが、朱書き部分が改正されたところでございます。まず、4ページをお願いします。

いじめの定義の(5)の項です。けんかやふざけ合いであっても、その背景になる事情の調査を行い、いじめか否かの判断をすることといたしました。

続いて、5ページ、(6)です。いじめに該当する内容であっても、その内容によっては、いじめという言葉を使わないなど、柔軟な対応による指導も可能であるとしました。

続いて、7ページをお願いします。4番、いじめの防止等に関する基本的考え方、(1)のいじめの防止の項に、道徳教育を推進することや道徳授業、学級活動や特別活動において、いじめの問題について考え、議論する活動等を通して、子供自身に主体的な活動を推進する必要があることを記述いたしました。

続いて、15ページをお願いいたします。2番、いじめの防止等のための日田市立小中学校の取組、(1)基本方針の策定の項に、学校いじめ防止基本方針を定める意義として3点を記述いたしました。

1点目は、組織として一貫した対応となること、2点目は、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながることで、3点目は、いじめを行った児童生徒への成長支援の観点を位置づけることにより、いじめを行った児童生徒への支援につながることで、この3点を学校いじめ防止基本方針を定める意義として支援しております。

最後、17ページをお願いします。いじめが解消している状態について、2つの要件を記述いたしました。

1点目は、いじめを受けた児童生徒に対する行為がやんでいる状態が相当の期間継続していること、2点目は、いじめを受けた児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること、このようにそれぞれ定義のなかつたいじめの解消について、2つの要件を示したところでございます。

以上が主な改正点でございます。

現在、日田市の小中学校では、道徳や人権学習等により人権感覚、規範意識の醸成を図ることによる未然防止の取組や定期的なアンケート調査の実施、教育相談習慣の設定等による早期発見のメニューを行っております。また、校内いじめ防止等対策委員会での組織的な介入による早期解消の取組などを推進しているところでござ

| | |
|----------------|---|
| <p>教 育 長</p> | <p>ざいます。</p> <p>今後は、今申し上げましたような取組を、さらに充実させるとともに、年度をまたぐ案件については、次の年度への情報の引き継ぎと、家庭と連携した継続的な指導が重要であると考えております。</p> <p>なお、市がこの方針を改正した後、全ての小中学校は学校いじめ防止基本方針を改正することとしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、議案第20号につきまして説明がありましたが、これについて何か御質疑等がありますでしょうか。</p> <p>今後学校への周知等については、学校はもちろんですが、家庭、それから、地域、関係機関一体となって取り組むということが大事だと思いますし、この中には大変大事なことが書かれていると思いますので、学校の教職員はもちろんですが、保護者、地域にしみわたっていくようなことが大事ではないかと思います。そのあたりの周知についてはどのようになりますか。</p> |
| <p>学校教育課長</p> | <p>今回この改正について認めていただければ、学校に速やかに通知を行います。この通知後、各学校も、いじめ防止基本方針を改正するということになりますので、それを受けて、保護者にも周知を行うという流れになります。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>子供たちにかかわる全ての方々に御理解いただいて、いじめの防止ができればというように思っているところです。</p> <p>何かこのいじめの防止につきまして、御質疑や御意見ございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第20号につきましては、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第20号については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第21号について説明をお願いします。</p> |
| <p>教 育 次 長</p> | <p>議案集の36ページをお願いいたします。議案第21号、日田市立中学校の設置に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>老朽化いたしております津江中学校と旧大山中学校の夜間照明施設を廃止するに当たり、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>体育保健課から説明申し上げます。</p> |
| <p>体育保健課長</p> | <p>体育保健課でございます。会議議案集36ページをお願いいたし</p> |

| | |
|---------|---|
| | <p>ます。議案第21号、日田市立中学校の設置に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>改正理由は、次長がただいま説明したとおり、老朽化した津江中学校夜間照明施設及び旧大山中学校夜間照明施設を廃止するに当たりまして所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>改正内容でございます。右側が改正前、左側が改正後でございます。右欄の改正前の太線で囲んでおります津江中学校夜間照明施設及び、その下の旧大山中学校夜間照明施設の部分を削除するものでございます。</p> <p>資料の38ページをお願いいたします。</p> <p>3番の改正に向けた検討・経過等でございます。津江中学校夜間照明施設につきましては、平成26年4月の津江中学校の開校に合わせまして、老朽化した当該施設の利用状況等について検討の結果、廃止をしたものでございます。平成24年度に6基のうち3基を解体し、平成28年度に残りの3基を解体。</p> <p>旧大山中学校夜間照明施設につきましては、大山小中学校開校に伴いまして、平成27年3月に、旧大山中学校が閉鎖された後、今後の利用方法について検討を進めた結果、廃止となったものでございます。平成29年度解体予定としております。</p> <p>4番の施設に関する事項、施設の概要、津江中学校夜間照明施設につきましては、39ページの位置図、40ページの航空写真、それから、旧大山中学校夜間照明施設につきましては、41ページに位置図、それから、42ページに航空写真をつけております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>議案第21号について説明がありました。何か御質疑等はございますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第21号については、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第21号につきましては、原案のとおり可決といたします。</p> <p>続きまして、議案第22号について説明をお願いします。</p> |
| 教 育 次 長 | <p>議案集の43ページをお願いいたします。</p> <p>議案第22号、日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>本案は、議案第17号で御議決をいただきました、旧大山中学校の体育館及び武道場をスポーツ施設として転用するに当たりまして、所要の措置を講ずるものでございます。</p> <p>体育保健課から御説明を申し上げます。</p> |

| | |
|----------------|--|
| <p>体育保健課長</p> | <p>議案集 43 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 22 号、日田市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>改正の内容でございます。中ほどの右に改正前、左に改正後をお示しをしております。別表第 1 第 2 条関係で、日田市大山体育館、日田市大山武道場を新たに加えております。それから、別表第 3 第 1 1 条関係で、スポーツ施設の使用料の欄で、次の 46 ページに移りまして、日田市大山体育館 1 時間につき 320 円、日田市大山武道場 1 時間につき 210 円、どちらも常設の電灯以外の電気を使用する場合には、1 回に 420 円を定額に加算するという事で、これは、現行の条例をそのまま転用するものでございます。</p> <p>45 ページを参照ください。</p> <p>3 番の改正に向けた検討・経過等で、こちらも大山小中学校開校に伴いまして、平成 27 年 3 月に旧大山中学校が閉鎖された後、今後の利用方法について検討を進めた結果、平成 29 年度中に社会教育施設としての位置づけが定まったものでございます。</p> <p>平面図につきましては、先ほどの 41 ページ、それから、42 ページの航空写真を御参照ください。</p> <p>以上でございます。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>議案第 22 号につきまして、何か御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、議案第 22 号については、原案のとおり可決でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第 22 号につきましては、原案のとおり可決といたします。</p> <p>続きまして、議案第 23 号について説明をお願いします。</p> |
| <p>教 育 次 長</p> | <p>議案集の 47 ページをお願いいたします。議案第 23 号、日田市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでございます。</p> <p>これは、平成 21 年にチャレンジ！おおいた国体メモリアル基金を設置いたしました。この基金を廃止するに当たりまして、この基金を財源として、スポーツ振興等に寄与する事業経費に充当するための基金を新たに設置することとしたものでございます。</p> <p>体育保健課から説明を申し上げます。</p> |
| <p>体育保健課長</p> | <p>議案集 47 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 23 号、日田市基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正についてでございます。</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>平成21年に設置いたしましたチャレンジ！おおいた国体メモリアル基金が設置後10年を経過いたしまして、原資が残りわずかとなったことに伴い、新しい設置等を決めたものでございます。また、同基金の残り財源を活用し、スポーツ振興等に寄与する事業経費に充当するための基金を新たに設置することから、その名称、目的等を定めるものでございます。</p> <p>47ページにお戻りいただきまして、改正の内容でございます。左側が改正後でございます、別表の下の段、市民スポーツ振興基金を新たに加えるものでございます。それから、第2条といたしまして、次のページを御参照ください。改正前の欄のチャレンジ！おおいた国体メモリアル基金、こちらを削除するものでございます。</p> <p>新たな基金の追加につきましては、平成30年4月1日から施行するとしております。それから、2条の規定につきましては、6月1日から施行することとしております。</p> <p>以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>議案第23号について御質疑等はございませんか。どうぞ。</p> |
| 諫 本 教 育 長 職 務 代 理 者 | <p>原資が残りわずかということ、新たなスポーツ振興基金に充当するということですが、原資がなくなったらもう終わりにするのか、何かの原資を充当しながら、事業を続けるのかをお聞きしたい。</p> |
| 体 育 保 健 課 長 | <p>当初の、平成21年度の積み立ての額が5,000万円でございます。この費用を全国大会、世界大会に出場される皆様の激励金として交付してまいりまして、現在の見込みでは、今年度末で残額が250万円になる見込みでございます。</p> <p>また、名称を変えて新たにスポーツ振興基金として積み立てるわけでございますが、これまでにトップアスリートの育成資金としてこの基金を取り崩して運用してきたこともございますことから、30年度は、250万のうち150万円は、そちらのほうに取り崩して運用したいと思っております。</p> |
| 教 育 次 長 | <p>チャレンジ！おおいた国体メモリアル基金は、主に九州大会や全国大会に予選を勝ち抜いて出場される方の激励をするといった意味での激励金としての財源が主になっております。この基金が枯渇してまいりましたので、新たに設置する市民スポーツ振興基金では、市の一般財源を充当しながら活用していくというようなことで考えております。</p> |

| | |
|-----------------------------|--|
| <p>教 育 長</p> | <p>以上でございます。</p> <p>ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議案第 2 3 号については、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）議案第 2 3 号については、原案のとおり可決いたします。</p> <p>それでは、最後に、議案第 2 4 号について説明をお願いします。</p> |
| <p>教 育 次 長</p> | <p>議案集の 5 0 ページをお願いいたします。</p> <p>議案第 2 4 号、日田市社会教育指導員の委嘱についてでございます。</p> <p>指導員の任期が 1 年間となっております、この任期満了に伴いまして、指導員を委嘱するものでございます。</p> <p>人権・同和教育室から説明申し上げます。</p> |
| <p>人権・同和教育室 主 幹（総括）</p> | <p>議案集 5 0 ページをご覧ください。</p> <p>議案第 2 4 号、日田市社会教育指導員の委嘱についてでございます。</p> <p>昨年度 3 月に有田小学校の校長を退職されて、今年度 4 月より人権・同和教育室にて、日田市社会教育指導員として勤務されています川野一美さんを来年度、平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで、社会教育指導員として再任のお願いをするところでございます。</p> <p>根拠となります規則を 5 1 ページに掲載しております。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>教 育 長</p> | <p>議案第 2 4 号について御質疑等はございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議案第 2 4 号について、原案のとおり可決してもよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、議案第 2 4 号については原案のとおり可決いたします。</p> <p>それでは、続きまして、報告事項に入ります。</p> |
| <p>岡 部 委 員</p> | <p>ちょっとよろしいですか。3 4 ページの議案第 1 9 号です。部活動指導員の週 2 6 時間、この内訳、平日が 2 時間、あと土日が 8 時間を見込んでいるという説明でしたが、8 時間というほとんど 1 日中で、土曜、日曜にしても大会前にしても多いと思いますが、その辺の説明をお願いします。</p> |
| <p>学校教育課長</p> | <p>この 2 6 時間といいますのは、最大限勤務した場合の時間という</p> |

| | |
|-------------|---|
| | <p>ことで、これを超えない範囲で勤務時間を定めるものです。最大の26時間勤務というのは、大きな大会の前に2時間、平日5日間で10時間、その時間に加えて週末に大きな大会があり、土日連続して指導するという場合を想定しています。その場合、最大26時間ということになります。</p> |
| 岡 部 委 員 | <p>大会の日と思えばいいんですね。大会前の練習が8時間ではないということですね。</p> |
| 学 校 教 育 課 長 | <p>練習で、一日8時間ということはありません。大会当日の監督業務等で土日の指導が8時間になるということを想定しています。</p> |
| 教 育 長 | <p>基本的には週2日部活動を休養日とするということが原則ですので、本当に大きな大会があるときに限りということですね。</p> <p>それでは、議案が終わりましたので、報告事項をお願いいたします。</p> |
| 書 記 | <p>それでは、議案集の52ページをお願いいたします。</p> <p>報告第4号、平成30年2月期分の寄附採納についてでございます。</p> <p>まず、地区寄附の採納でございますが、1件となっております。三和小学校育友会様から三和小学校へ、拡大コピー機31万3,200円相当を寄附いただいております。</p> <p>次に、一般寄附の採納が4件となっております。まず、1件目は、公益社団法人日田玖珠法人会日田支部長様から、市内各小学校の新1年生へ、ライト付き防犯ブザー546個、30万円相当を御寄附いただいております。日田市法人会様からは、平成21年度から毎年、同様の御寄附をいただいております。</p> <p>次に、一般社団法人大分県治山林道協会様から、若宮小学校、小野小学校、大明小学校へ、児童図書51冊、9万2,615万円相当と、図書カード21万円相当を御寄附いただいております。この御寄附につきましては、大分県治山林道協会様が、毎年県内各支部の小学校1、2校に対して行っているものでございまして、今年度は、西部支部の該当校として、若宮小学校へ、また、被災によります特別枠といたしまして小野小学校と大明小学校へ御寄附をいただいたものでございます。</p> <p>次に、大牟田市の向坂裕夫様から、咸宜園教育センターへ、咸宜園開塾200年を祝し2万円を御寄附いただいております。向坂様からは、昨年も同様の御寄附をいただいております。</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>最後に、日田市文化連絡会民謡邦楽部会長の樋口勝子様から、日田の古謡の普及活動の一環として、市内各小中学校へ天領日田の古謡CD35枚、金額は不明でございますが、御寄附をいただいております。</p> <p>2月につきましては、以上5件、金額が2万円と、物品相当額91万5,815円、合わせまして93万5,815円相当の御寄附をいただいております。</p> <p>報告第4号につきましては、以上でございます。</p> |
| 教 育 長 | <p>報告第4号につきまして、御質疑等はございますでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）</p> <p>それでは、その他、ありましたらお願いいたします。</p> |
| 書 記 | <p>それでは、4月の定例教育委員会の日程でございます。4月27日金曜日、午後3時から定例教育委員会、午後1時半から勉強会ということでお願いしたいと思っております。日程調整をお願いいたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>ただいまのとおり、4月27日、午後1時半から勉強会、午後3時から定例教育委員会ということで提案でございますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、そのように決定をしたいと思います。</p> <p>ほかにございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、これを持ちまして、3月の定例教育委員会を閉会といたします。</p> <p>お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了時刻：午後3時54分</p> |